

愛媛大学図書館文献複写細則

〔平成16年4月1日〕
制 定

(趣旨)

第1条 愛媛大学図書館利用規程第19条の規定に基づき、愛媛大学図書館（医学部分館及び農学部分館（以下「分館」という。）を含む。）が受託する文献複写及び現物貸借（以下「文献複写等」という。）について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(利用)

第2条 前条に規定する文献複写等は、教育、研究、学習等の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

2 文献複写等を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書に必要事項を記入の上、館長（分館にあつては分館長）に提出しなければならない。

(料金)

第3条 前条の申込書を提出した者は、別表1の文献複写等料金表に定める料金を前納しなければならない。ただし、学内の部局等（国立大学法人愛媛大学予算管理規程第4条に規定する予算単位をいう。）の依頼でその経費により受託するものは別に定める方法による。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる機関は文献複写等の料金を後納することができる。

3 受領した料金は、返還しない。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 文献複写等料金表

	種 別			料 金		備 考
				学内者	学外者	
文献複写	複写料	電子複写方式	A3版以下 (白黒)	15円/枚	35円/枚	プリンター 及びリーダー プリンターによる出 力を含む。
			A3版以下 (カラー)	50円/枚	70円/枚	
	送 料	郵送料			実 費	
FAX送料				40円/枚		
現物貸借	送 料				実 費	

別表2 文献複写等の料金を後納することができる機関

1	国立情報学研究所の「ILL文献複写等料金相殺サービス」加入機関
2	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設
3	大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法令の規定によって設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法（明治29年法律第89号）第33条第2項に規定する公益を目的とする法人が設置するものに限る）
4	学術の研究を目的とする研究所，試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第33条第2項に規定する公益を目的とする法人が設置するものに限る）
5	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
6	学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
7	国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第1条に規定する国立国会図書館
8	外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校に設置された図書館及びこれに類する施設
9	外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館
10	文部科学大臣が小学校又は中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設に設置された図書館及びこれに類する施設（在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号））
11	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5及び6で規定する病院，診療所，介護老人保健施設に設置された図書室及びこれに類する施設